

株 主 各 位

愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地
ゼネラルパッカー株式会社
代表取締役社長 梅 森 輝 信

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 平成18年10月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地
当本社南館3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第45期（平成17年8月1日から平成18年7月31日まで）事業報告報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 第45期（平成17年8月1日から平成18年7月31日まで）計算書類承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」21頁から28頁までに記載のとおりであります。
- 第4号議案 取締役1名選任の件
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」28頁に記載のとおりであります。
- 第5号議案 監査役1名選任の件
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」29頁に記載のとおりであります。
- 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」29頁に記載のとおりであります。
- 第7号議案 役員賞与の支給の件
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」29頁に記載のとおりであります。
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を委任状用紙から切り離さずに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第45期 事業報告

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

・ 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油価格や素原材料価格の高騰など一部懸念材料が見られたものの、企業収益の改善に伴う堅調な民間設備投資や雇用情勢の改善、個人消費の拡大が見られるなど、全体として景気は緩やかな拡大基調で推移いたしました。

包装機械業界におきましては、需要業界の設備投資の動向は、業種間・企業間において、二極化の傾向がますます強まっている状況にあり、一部に明るい兆しが見えるものの、全体としては、中小企業を中心に設備投資意欲はなお慎重姿勢が続いております。

このような経済環境の中で、当社は平成20年7月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向けた計画経営の推進を図り、中長期的な成長基盤の強化と収益力の強化に努めてまいりました。また、営業活動におきましては、東京と名古屋で開催された二つの展示会への出展による見込み客の増大や新機種の拡販、並びに設備投資需要の増加が期待される医療分野・健康食品関連業界・ペットフード業界への受注活動の強化、海外案件の開拓等、積極的な営業活動を推進してまいりました。

この結果、当期の売上高は、高機能・高価格機種の販売が好調に推移するとともに、大型包装システムの販売の寄与もあり、過去最高の4,394百万円（前期比17.9%増）となりました。また、損益面につきましては、前期に比べ人件費の増加や展示会出展費用の発生等により、販売費及び一般管理費が大幅に増加しましたが、高粗利益機種の販売台数の増加等により、売上総利益率が増加したことから、経常利益は285百万円（前期比16.4%増）となりました。一方、新機種開発や仕様変更等に伴う部品のたな卸資産廃棄損による特別損失17百万円が発生したことから、当期純利益は154百万円（前期比1.3%増）となりました。

次に製品の売上状況につきましては、前期に新機種として、高速チャック付製袋自動包装機6700C型等の新機種を完成させましたが、当期におきましても、高速ガス充填自動包装機GS2H型の新機種を完成させました。

また、製薬会社向けへ横挿入式給袋自動包装機HV8KLR型と大型包装システムを完成納入するとともに、精米会社向けへ製袋・給袋兼用自動包装機355BST型を完成納入しました。

当期は、低価格機種を中心に既存機種の販売が低迷したことから、機械合計の販売台数は127台（前期比24台減）となりました。

品目別の売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

給袋自動包装機は、販売台数は減少しましたが、高価格機種の実績が増加したことから、売上高は2,018百万円（前期比8.8%増）となりました。

製袋自動包装機は、高価格機種の実績が寄与しましたが、前期に比べ販売台数が減少したことから、売上高は603百万円（前期比9.0%減）となりました。

ガス充填自動包装機は、需要が低調に推移し、前期に比べ販売台数が減少するとともに、低価格機種の実績が中心となったことから、売上高は89百万円（前期比46.3%減）となりました。

この結果、機械合計の売上高は2,710百万円（前期比1.0%増）となり、包装関連機器等は、大型システムの実績が寄与するとともに、高額システムの実績が増加したことから、918百万円（前期比124.3%増）となりました。

また、保守消耗部品その他は、印字機等の取付改造需要の増加により、高額保守案件の実績が増加したことから、売上高は765百万円（前期比21.0%増）となりました。

（売上高の内訳）

区 分	第 44 期			第 45 期			増減金額 百万円
	(平成17年7月期)			(平成18年7月期)			
	台数	金額	構成比	台数	金額	構成比	
給袋自動包装機	122	1,854	49.8	101	2,018	45.9	163
製袋自動包装機	18	662	17.8	17	603	13.7	59
ガス充填自動包装機	11	166	4.4	9	89	2.1	77
機械合計	151	2,684	72.0	127	2,710	61.7	26
包装関連機器等		409	11.0		918	20.9	509
保守消耗部品その他		632	17.0		765	17.4	132
総 合 計		3,726	100.0		4,394	100.0	668

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

2. 対処すべき課題

包装機械業界におきましては、需要業界における設備投資については業種間・企業間格差が大きくなるなど、二極化の傾向が一層強まってきているとともに、顧客ニーズの多様化と高度化も加速してきており、業界を取り巻く環境の変化はますます激しくなってくるものと考えられます。

また、上場企業として、社会の信頼に応え、持続的な発展を実現していくためには、企業の社会的責任を果たしていくことが重要な課題となってきております。

このような状況下で、当社は環境変化に迅速かつ的確に対応できる経営体質の確立と人材育成の強化などに努める一方、内部統制システムの強化に取り組んでおります。また、平成20年7月期を最終年度とする中期経営計画の達成を最重要課題として位置づけ、企業ビジョンに掲げた「各利害関係者より信頼され、支援される企業」の実現を目指すとともに、第2期目である次期（平成19年7月期）の計画経営を推進する中で、引き続き各施策のさらなる強化とスピードアップを図ることを基本方針として、以下の具体的な課題に対処してまいります。

営業本部4部体制の強化を図る

新規顧客・販売チャンネルの開拓を図る

新機種開発のスピードアップと開発機の高品質化を図る

生産性の向上と高品質体制の強化を図る

内部統制システム・コンプライアンス・リスクマネジメント体制の強化に取り組む、コーポレート・ガバナンスの体制確立を図る

新人事制度の運用及び定着化と、人材確保・人材育成の強化を図る

以上に掲げた事項を中心にして、中期経営計画の達成に向けた施策を強化し、一層の業績の向上と企業の健全性に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 設備投資等の状況（平成18年7月31日現在）

当期において実施いたしました設備投資の総額は147百万円であります。そのうち主なものは、本社工場隣接地の取得であります。

5. 財産及び損益の状況（平成18年7月31日現在）

区 分	第 42 期	第 43 期	第 44 期	第45期(当期)
	(平成15年7月期)	(平成16年7月期)	(平成17年7月期)	(平成18年7月期)
売 上 高 (百万円)	3,829	3,983	3,726	4,394
経 常 利 益 (百万円)	345	412	245	285
当 期 純 利 益 (百万円)	197	249	152	154
1株当たり当期純利益 (円)	2,621.54	49.47	27.19	34.29
総 資 産 (百万円)	3,752	4,463	4,870	4,824
純 資 産 (百万円)	2,153	2,587	2,644	2,728
1株当たり純資産 (円)	36,353.96	567.68	581.50	607.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算定しております。
2. 平成15年10月29日付で、株式1株につき70株の分割を行っておりますので、第43期については期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第42期は、高価格の新機種販売が好調に推移し、売上高は前期比12.1%の増収となりました。経常利益は前期比48.2%、当期純利益は前期比79.2%、それぞれ増益となりました。
4. 第43期は、高価格の新機種販売が好調に推移し、売上高は前期比4.0%の増収となりました。経常利益は前期比19.5%、当期純利益は前期比26.4%、それぞれ増益となりました。
5. 第44期は、中小型案件の販売台数が減少し、売上高は前期比6.4%の減収となりました。経常利益は前期比40.5%、当期純利益は前期比38.9%、それぞれ減益となりました。
6. 第45期の状況につきましては、前記「1.事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

6. 主要な事業内容（平成18年7月31日現在）

当社の主な事業は、包装機械の製造及び販売であります。主要な機械及び仕様は、次のとおりであります。

給袋自動包装機

粉末から固形物まであらゆる充填物（米菓、キャンデー、ビスケット、スナック食品、穀類、豆類、ふりかけ、パン粉、各種海産物、小麦粉、きな粉、だんご粉、うま味調味料、粉末薬品、機械・電気等の部品、その他袋詰可能な物）に対応できます。また、対象物、袋サイズ、袋形態の幅広いニーズに対応が可能です。

製袋自動包装機

充填物は、給袋自動包装機と同様ですが、小袋の高速包装から大袋用包装（精米、業務用スパゲティー、顆粒洗剤、うま味調味料、輸液バック等）までの対応が可能で、包材はコストの安い各種のフィルムを使用できます。また、包装システムライン化のための後工程機械との連動に適しています。

ガス充填自動包装機

不活性ガス封入（花かつお、コーヒー、バターピーナッツ、お茶、ビーフジャーキー、カットチーズ、生パン粉等のガス充填包装対象物）により商品のシェルフライフを延長させることが可能です。

包装関連機器

当社包装機をシステム化するための周辺機器及び顧客の生産に必要な他社包装関連機器を取扱うことで、幅広い包装ラインの合理化・省力化に対応が可能です。

7. 営業所及び工場（平成18年7月31日現在）

本 社 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地
営業所・工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京営業部	東京都千代田区	東第1工場	愛知県北名古屋市
本 社 工 場	愛知県北名古屋市	東第2工場	愛知県北名古屋市

（注） 本社及び本社工場、東第1工場、東第2工場の所在地は、平成18年3月20日付で、市町村合併により西春日井郡西春日町より北名古屋市へ変更となっております。

8. 使用人の状況（平成18年7月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
101名	4名	34.5歳	13.4年

（注） 使用人数は、出向者1名を含みますが、臨時雇用者（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を除いて算定しております。なお、当期の平均臨時雇用者数は20名であります。

・会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成18年7月31日現在）

発行済株式の総数 4,497,000株
株主数 469名
1単元の株式数 1,000株
大株主（上位10名）

株主名	持株数
ゼネラルパッカー従業員持株会	567,000 ^株
高野まさ子	500,000
原淳	370,000
りそなキャピタル(株)	199,000
(株)りそな銀行	196,000
高野季久美	182,000
田中かんな	182,000
安江禎治	139,900
原利子	112,000
原晋一郎	112,000

その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

2. 会社役員に関する事項（平成18年7月31日現在）

取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	原 淳	
代表取締役社長	梅 森 輝 信	営業本部長
専務取締役	池 澤 晃	管理部長
常務取締役	倉 知 泰 助	生産部長
常務取締役	島 末 孝 法	開発部長
取締役	工 藤 誠 一	技術部長
監査役（常勤）	山 本 勝 巳	
監査役	村 橋 泰 志	弁護士
監査役	西 浦 道 明	(株)アタックス代表取締役 アタックス税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役 工藤誠一氏は、平成17年10月25日開催の第44期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 監査役 山本勝巳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 西浦道明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役及び監査役の報酬等の額

取締役6名 138百万円

監査役3名 8百万円

なお、報酬等の額には第45期定時株主総会において決議予定の役員賞与31百万円を含めております。

上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額14百万円を支払っております。

貸借対照表

(平成18年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資 産 の 部</u>		<u>負 債 の 部</u>	
流 動 資 産	3,883,617	流 動 負 債	1,848,452
現金及び預金	1,571,167	支 払 手 形	1,138,689
受 取 手 形	373,383	買 掛 金	309,338
売 掛 金	830,560	未 払 金	14,758
原 材 料	569,266	未 払 費 用	46,432
仕 掛 品	410,995	未 払 法 人 税 等	72,871
貯 蔵 品	3,290	未 払 消 費 税 等	15,489
前 払 費 用	4,210	前 受 金	28,495
繰 延 税 金 資 産	23,376	従 業 員 預 り 金	138,320
未 収 入 金	96,765	預 り 金	20,866
そ の 他	627	賞 与 引 当 金	30,331
貸 倒 引 当 金	25	役 員 賞 与 引 当 金	31,000
固 定 資 産	940,761	そ の 他	1,858
有 形 固 定 資 産	619,136	固 定 負 債	247,227
建 物	312,757	退 職 給 付 引 当 金	20,037
構 築 物	12,955	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	227,190
機 械 及 び 装 置	4,939	負 債 合 計	2,095,680
車 両 運 搬 具	5	<u>純 資 産 の 部</u>	
工 具、器 具 及 び 備 品	7,874	株 主 資 本	2,702,628
土 地	280,603	資 本 金	251,577
無 形 固 定 資 産	2,120	資 本 剩 余 金	282,269
ソ フ ト ウ ェ ア	395	資 本 準 備 金	282,269
そ の 他	1,725	利 益 剩 余 金	2,169,734
投 資 その 他 の 資 産	319,503	利 益 準 備 金	11,000
投 資 有 価 証 券	65,415	そ の 他 利 益 剩 余 金	2,158,734
出 資 金	420	別 途 積 立 金	1,850,000
破 産 再 生 更 生 債 権 等	108	繰 越 利 益 剩 余 金	308,734
繰 延 税 金 資 産	82,375	自 己 株 式	951
長 期 性 預 金	153,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	26,070
そ の 他	18,293	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,070
貸 倒 引 当 金	108	純 資 産 合 計	2,728,699
資 産 合 計	4,824,379	負 債 純 資 産 合 計	4,824,379

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,394,974
売 上 原 価		3,177,414
売 上 総 利 益		1,217,560
販売費及び一般管理費		939,180
営 業 利 益		278,379
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	332	
受 取 配 当 金	723	
保 険 返 戻 金	3,076	
その他営業外収益	4,963	9,096
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,280	
その他営業外費用	238	1,518
経 常 利 益		285,956
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	17,891	17,896
税引前当期純利益		268,060
法人税、住民税及び事業税		109,832
法 人 税 等 調 整 額		4,069
当 期 純 利 益		154,157

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成17年8月1日から
平成18年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成17年7月31日残高	251,577	282,269	11,000	1,800,000	288,524
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					53,947
役員賞与の支給					30,000
当期純利益					154,157
自己株式の取得					
別途積立金の積立				50,000	50,000
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計				50,000	20,209
平成18年7月31日残高	251,577	282,269	11,000	1,850,000	308,734

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有価証券評価差額金	
平成17年7月31日残高	655	2,632,715	11,638	2,644,353
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		53,947		53,947
役員賞与の支給		30,000		30,000
当期純利益		154,157		154,157
自己株式の取得	296	296		296
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			14,432	14,432
事業年度中の変動額合計	296	69,913	14,432	84,345
平成18年7月31日残高	951	2,702,628	26,070	2,728,699

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品 個別原価法による原価法

(2) 原材料 移動平均法による原価法

(3) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物... 3～47年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を基準とし、当事業年度の負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっており、退職給付債務の金額は事業年度末自己都合要支給額(中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く)としております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計処理の変更〕

1. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が31,000千円減少しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,728,699千円であります。

会社計算規則の施行に伴う貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。

- (1) 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」及び「評価・換算差額等」に分類して表示しております。
- (2) 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳項目として表示しております。
- (3) 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「任意積立金」は、当事業年度から「その他利益剰余金」の内訳科目として表示しております。なお、本規則の施行により従来の「任意積立金」の区分は廃止されております。

(4) 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処分利益」は、当事業年度から「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。

(5) 前事業年度において「利益剰余金」の次に表示しておりました「その他有価証券評価差額金」は、当事業年度から「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。

3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、会社計算規則の施行に伴う貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。

前事業年度において資本に対する控除項目として「資本の部」の末尾に表示しておりました「自己株式」は、当事業年度から「株主資本」に対する控除項目として「株主資本」の末尾に表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 508,005千円 |
| 2. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額 | |
| 未収入金 | 96,765千円 |

3. 長期性預金

投資その他の資産に含まれる長期性預金153,000千円のうち150,000千円(うち100,000千円 当初預入期間5年、最終満期日平成22年9月14日、うち50,000千円 当初預入期間3年、最終満期日平成21年6月22日)は、継続選択権を銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、中途解約精算金を支払う必要があります。この中途解約精算金の支払により預金元本を毀損する可能性があります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	4,497,000			4,497,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	1,100	500		1,600

(注) 当事業年度の増加の概要
 単元未満株式の買取による増加 500株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年10月25日 定時株主総会	普通株式	26,975	6.00	平成17年7月31日	平成17年10月26日
平成18年3月7日 取締役会	普通株式	26,972	6.00	平成18年1月31日	平成18年4月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年10月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,972	6.00	平成18年7月31日	平成18年10月25日

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	90,603千円
退職給付引当金	7,991千円
賞与引当金	12,096千円
未払社会保険料	1,428千円
たな卸資産有税評価減	2,615千円
未払事業税	6,351千円
その他	1,958千円
繰延税金資産合計	123,044千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	17,293千円
繰延税金負債合計	17,293千円
繰延税金資産との純額	105,751千円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	29,289	14,835	14,453
ソフトウェア	10,619	5,785	4,834
合計	39,909	20,621	19,287

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9,160千円
1年超	10,737千円
合計	19,898千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	11,672千円
減価償却費相当額	10,550千円
支払利息相当額	780千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	607円00銭
2. 1株当たり当期純利益	34円29銭

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当期純利益	154,157千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純利益	154,157千円
普通株式の期中平均株式数	4,495,593株

〔重要な後発事象に関する注記〕

平成18年9月8日開催の取締役会にて、新工場の建設を決議いたしました。

1. 目的及び生産活動に及ぼす影響

現在、分散している工場（賃借工場）を本社隣接地に集約することにより、生産性の向上と効率化を図り、かつ今後の業容拡大に対応するものであります。なお、賃借工場につきましては、賃貸借契約を解除する予定としておりますが、工場移転に伴う重要な損失の発生する見込みはありません。

2. 所在地

愛知県北名古屋市宇福寺神明64

3. 構造

鉄骨造3階建

4. 延床面積

約2,500㎡

5. 着工予定時期

平成19年1月

6. 竣工予定時期

平成19年8月

7. 設備投資額

約400,000千円

〔退職給付会計に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度に加入しております。

上記に加え、総合設立型厚生年金基金制度を採用しており、その年金資産残高は521,801千円であります。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

イ. 退職給付債務	20,037
ロ. 退職給付引当金	20,037

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

イ. 勤務費用	33,610
ロ. 退職給付費用	33,610

(注) 1. 中小企業退職金共済制度による拠出額14,869千円及び総合設立型厚生年金基金制度による拠出額22,529千円は「イ. 勤務費用」に計上しております。

2. 総合設立型厚生年金基金に対する従業員拠出額は控除しております。

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当該事業年度より役員賞与に関する会計基準を適用しています。

平成18年9月8日

ゼネラルパッカー株式会社

監査役（常勤） 山本勝巳 ㊟

監査役 村橋泰志 ㊟

監査役 西浦道明 ㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ゼネラルパッカー株式会社
代表取締役社長 梅 森 輝 信

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第45期（平成17年8月1日から平成18年7月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容は、添付書類（10頁から19頁まで）に記載のとおりであります。

なお、取締役会は、計算書類は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的な配当の継続を基本に業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案しながら成果の配分を実施いたしたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	100,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	100,000,000円
---------	--------------

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金 6円	総額26,972,400円
------------------	---------------

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年10月25日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 市町村合併により、平成18年3月20日に住所が変更されたことに伴い、本店所在地の住所表示の変更を行うものであります。

(2)「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法第189条の規定により、単元未満株式についての権利に関する規定を定めるため、変更案第10条を新設するものであります。

定款に定めを設けることで、会社法施行規則第94条、第133条及び会社計算規則第161条、第162条の規定により、株主総会参考書類等に記載または表示すべき内容をインターネットで開示することにより株主に提供したものとみなすことができる旨を定めるため、変更案第16条を新設するものであります。

株主総会における議決権の代理行使について、代理人の員数を明確にするため、変更案第18条のとおり変更するものであります。

会社法第370条の規定により、必要に応じて書面または電磁的により取締役会の決議を行うことを可能とするため、現行定款第22条を変更案第26条のとおり変更するものであります。

その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当会社に、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ・当社は株券を発行する旨の定め。
- ・当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を愛知県西春日井郡西春町に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を愛知県北名古屋市の古屋市に置く。
(新 設)	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、1,400万株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株券」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(基準日) 第8条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,400万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の<u>手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 <u>当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の<u>手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第10条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長) 第12条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>) 第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="176 164 493 188">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="132 220 389 276">(員数) 第16条 (条文省略)</p> <p data-bbox="132 308 540 571">(選任方法) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. (条文省略)</p> <p data-bbox="132 603 540 778">(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (条文省略)</p> <p data-bbox="132 810 540 1010">(代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="132 1074 540 1217">(取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. (条文省略)</p> <p data-bbox="132 1249 540 1425">(取締役会の招集通知) 第21条 (条文省略) 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p data-bbox="624 164 941 188">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="580 220 843 276">(員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="580 308 988 571">(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="580 603 988 778">(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="580 810 988 1042">(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="580 1074 988 1217">(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="580 1249 988 1425">(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり) 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法) 第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>に</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 5 章 監 査 役</p>	<p>第 5 章 監 査 役</p>
<p>(員数) 第26条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(員数) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役</u>の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第30条 当会社の営業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金) 第31条 <u>利益配当金は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (新 設)</p> <p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第33条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第36条 当会社は、毎年1月31日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役倉知泰助氏が本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
鈴木 完 繁 (昭和30年12月26日)	平成6年3月 当社東京営業所長 平成16年9月 当社営業本部東京営業部長 平成17年10月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長 現在に至る	35,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役山本勝巳氏が本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
谷口好旦 (昭和16年10月11日)	昭和35年4月 名古屋国税局入局 平成11年7月 岡崎税務署長 平成12年7月 岡崎税務署退署 平成12年8月 税理士登録 平成16年10月 りそな総合研究所株式会社名古屋支店嘱託	株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役倉知泰助氏及び監査役山本勝巳氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
倉知泰助	昭和60年9月 当社取締役就任 平成8年9月 当社常務取締役就任 現在に至る
山本勝巳	平成16年10月 当社監査役就任 現在に至る

第7号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役6名及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額31百万円(取締役分30百万円、監査役分1百万円)を支給することといたしたいと存じます。

以上

[第45期定時株主総会会場のご案内]

会 場：愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地

当本社南館 3 階会議室

交 通：・名鉄西春駅より車（タクシー）で約10分

（なお、当日会場までの交通機関として、名鉄西春駅西口に
午前 9 時30分発の専用マイクロバスを用意しております。）

・名神高速道路一宮インターより車で約 5 分

[会場付近略図]

